保険代理店の皆さま/

保険業法の改正 (平成28年5月29日施行) に伴い、

規模が大きい特定保険募集人(※)

に該当した保険代理店は、

の備付け

の作成・提出

が必要になります!

(%) 「規模が大きい特定保険募集人」の該当要件

> <業態ごと> 所属保険会社等の数

> > 15 社以上

または

く業態ごと> 所属保険会社等の数

2 社以上かつ

く業態ごと> 手数料・報酬等の合計

10 億円以上

- ◆「所属保険会社等の数」、「手数料・報酬等の合計」は、 生命保険・損害保険・少額短期保険のそれぞれの業態ごとに判定し、 いずれかの業態で該当すれば、「規模が大きい特定保険募集人」となり、 すべての業態で帳簿書類の備付け、事業報告書の作成・提出が必要となります。
 - (例) 「所属保険会社等の数」と該当有無

	生命保険	損害保険	少額短期保険	(合計)		該当有無
例①	14社	9社	13社	36社	\Rightarrow	非該当(※)
例②	15社	1社	2社	18社	\Rightarrow	該当

(※)各業態における「手数料・報酬等の合計」が10億円未満の場合

◆毎年、保険代理店の「事業年度末」時点で判定します。 初回の判定は、平成28年5月29日以降に迎える最初の事業年度末の日となります。

平成28年3月31日作成

金融庁・財務省 財務(支)局・内閣府 沖縄総合事務局 一般社団法人 生命保険協会・一般社団法人 日本損害保険協会 一般社団法人 外国損害保険協会・一般社団法人 日本少額短期保険協会

帳簿書類

の備付け義務(保険業法第303条)とは ――

保険代理店が取り扱った保険契約について以下の項目を、 保険契約者ごと、所属保険会社ごとに「帳簿書類」に記載して、

5 年間、各事務所で保存しなくてはなりません。(※)

(※) 電磁的方法によって保存することも認められます。

【帳簿書類の必須記載項目】

①保険契約の締結の年月日	③保険料
②引受保険会社等の商号・名称	④募集の対価(手数料等)の額

事業報告書

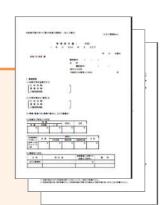
の作成・提出義務(保険業法第304条)とは一

事業年度内の取扱実績(契約件数・保険料・手数料等)等を、 法定様式(※1)の「事業報告書」に記載して、

事業年度末の翌日から 3 カ月以内に、

管轄の財務局等(※2)に提出しなくてはなりません。

- (※1) 保険業法施行規則 別紙様式第25号の2または3に規定されています。
 - 金融庁 H P 平成27年5月27日付「『平成26年改正保険業法(2年以内施行)に係る政府令・監督指針案』に対する パブリックコメントの結果等について」の「別紙3」をご参照ください。
- (※2) 保険代理店の本店を管轄する財務局等に提出します。



事業年度末に「規模が大きい特定保険募集人」に該当した場合、

帳簿書類

は、その翌日から備え付ける必要があります。

事業報告書

は、その事業年度の分(※)を、該当した事業 年度末の翌日から3ヵ月以内に作成・提出する 必要があります。

> (※) 経過措置によって、平成28年5月29日以降に 始まる事業年度分から対象となります。

- 例:事業年度が4~3月の場合、 初回の対応時期は・・・
- ◆平成29年4月1日から「帳簿書類」を備付け (該当有無の判定は平成29年3月末)
- ◆平成29年4月~平成30年3月 分の「事業報告書」を、平成 30年6月末までに作成・提出 (該当有無の判定は平成30年3月末)

詳しくは、所属保険会社等から提供される「作成要領」「対応ガイド」等をご覧いただくか、 所属保険会社・管轄財務局等にお問い合わせください。 管轄財務局等の連絡先などはこちら ⇒ http://www.fsa.go.jp/news/27/hoken/20160331.html